

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について

調布市では、市立小・中学校に在学するお子さんの不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます（掛金〈一人年額935円〉は全額公費で負担しています）。

これは、在学中に起こった災害に際して、その治療費や見舞金等の給付を受けることのできる制度で、その概要は次のとおりです。

（1）申請の対象になる場合は？

学校管理下で起こった災害（負傷・疾病など）において、

① 健康保険適用になる治療で、総治療費が5,000円以上（自己負担割合が3割の場合、窓口での支払いが約1,500円以上）の場合

② 後遺障害が残った場合 ③ 死亡された場合

※原則として、交通事故等で他の保険が適用される場合は、
対象外です。

※ちょっと共済に関しては、日本スポーツ振興センター
災害共済給付との併用が可能です。

＜学校管理下の例＞

- 登下校中、授業中や休み時間、始業前、授業終了後
- 学校の教育計画に基づく課外指導中（部活動など）

（2）給付金額は？ ※給付について日本スポーツ振興センターの審査があります。

① 医療費

原則として、自己負担額（A）に、療養に伴って要する費用の1割（B）を加えた金額

【例1】保険診療の医療費総額が1,000点（10,000円）で、保険証を使用した場合

（A）療養に要する費用の算定額（自己負担額） （B）療養に伴って要する費用

$$10,000\text{円} \times 3/10 = 3,000\text{円} \quad 10,000\text{円} \times 1/10 = 1,000\text{円}$$

$$(A) + (B) = 4,000\text{円} \text{（給付金額）}$$

【例2】保険診療の医療費総額が1,000点（10,000円）で、義務教育就学児医療証を利用したため窓口負担がなかった場合

（A）療養に要する費用の算定額（自己負担額） （B）療養に伴って要する費用

$$0\text{円} \quad 10,000\text{円} \times 1/10 = 1,000\text{円}$$

$$(A) + (B) = 1,000\text{円} \text{（給付金額）}$$

Q. “ひとり親家庭（マル親）”又は“義務教育就学児（マル子）”の医療証を持っている場合は？

A. 調布市では、学校の管理下で発生したケガや疾病に対しては、この災害共済給付により保障することとしております。このため、原則としてこれらの医療証を使わず、本制度による手続きをお願いします。ただし、手持ちの現金が無かったり、習慣的にこれらの医療証を使ったりすることも考えられます。こうした場合には、受診時にこれらの医療証を提示するとともに、本制度の申請手続きをお願いします。

※※※医療証を利用して自己負担額が0円でも、医療費1割分が支給対象となります。※※※

② 治療用装具・生血料金（医師に治療に必要と認められたコルセット等の装具や輸血の費用）

原則として医療費と同様。

※治療用装具の費用は一旦全額（10割）を装具製作会社等に支払い、支給基準に該当するもののみ給付されます。また、保険適用の装具であれば、7割分が健康保険から療養費として払い戻されるので、加入されている健康保険組合にご確認ください。

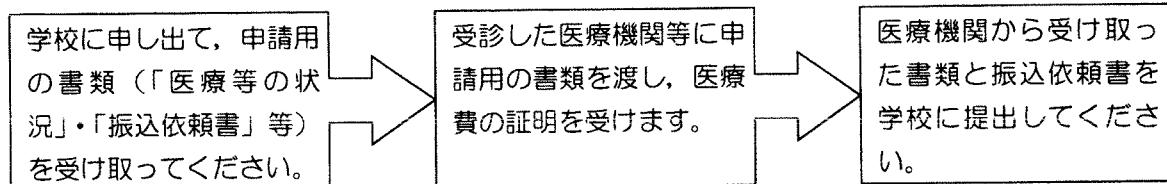
③ 障害見舞金・死亡見舞金

障害等級、死亡原因により規定された金額

Q. “生活保護受給世帯”の場合は？

A. 生活保護費により補助を受けているため、医療費・治療用器具代・生血料金支給の対象とはなりません。ただし、死亡見舞金と障害見舞金は給付されます。

(3) 給付手続き方法



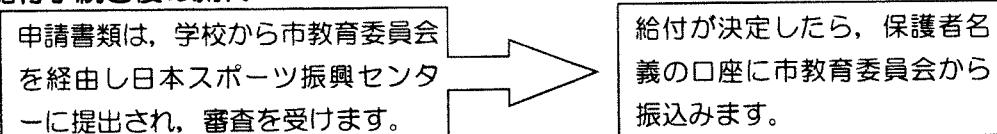
※1ヶ月の外来療養・入院療養・治療用器具代等それぞれの額が、70,000円を超えた場合は、「高額療養状況の届」の添付が必要となります。

※医療費の給付は初診から最長10年間です。

※受診した月から2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付を受けられなくなります。

※申請書類に係る文書料に関しては、多くの病院・薬局では無料にしてくださっていますが、まれに文書料がかかる場合があります。文書料は給付の対象になりません。

(4) 給付手続き後の流れ



※給付金をお支払いできるのは、学校に用紙が提出されてから最短で2~3ヵ月かかります。

(5) 選定療養費について

大学病院や総合病院のように大きな病院（ベット数が200床以上）は、通常の医療費とは別に選定療養費（病院が定める特別料金）を自費で負担することになります。選定療養費に関しては、医療保険診療外のため、給付の対象にはなりません。

※地域の病院や診療所等からの紹介状がある場合、選定療養費はかかりません。学校での負傷等で緊急を要する場合や、修学旅行等の校外活動時は、紹介状を取り寄せることができないため、選定療養費がかかりことがありますので、ご了承ください。

※選定療養費が必要な近隣の病院は以下のとおりです。（令和6年1月時点の状況です。詳細については、受診医療機関にお問い合わせください。）

東京慈恵会医科大学附属第三病院（狛江市）・武藏野赤十字病院（武藏野市）

杏林大学医学部付属病院（三鷹市）・国立成育医療研究センター（世田谷区）・至誠会第二病院（世田谷区）

(6) 時間外選定療養費について

二次・三次救急医療機関等で、時間外診療を受けた場合、通常の医療費とは別に時間外選定療養費が加算される場合があります。時間外選定療養費に関しては、医療保険診療外のため、給付の対象にはならず、自己負担になります。詳細については、受診医療機関にお問い合わせください。

(7) その他

調布市では、独立行政法人日本スポーツ振興センターとの災害共済給付制度とは別に、学校管理下で起こった災害において、入院が2週間以上となる負傷及び疾病、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行規則の定める14級以上の障害、死亡等の場合に見舞金を支給する制度があります。